

# 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく 完了・中間検査等について (第2版)

～宅地造成又は特定盛土等（土地の形質の変更）編～

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事が完了したときは完了検査を受けなければなりません。（法第17条、第36条）

また、一定規模以上の「特定工程」を含む工事は、中間検査を受けなければなりません。（法第18条、第37条）

本資料は、許可証交付後に必要となる検査等の手続きについて、主な留意点をまとめたものです。

工事着手前に必ず一読いただき、必要な手続きに漏れが無いよう、また、適切な検査が行えるよう御協力をお願いいたします。

令和8年4月

埼玉県 都市整備部 都市計画課 盛土規制担当

# 目 次

## ～宅地造成又は特定盛土等（土地の形質の変更）編～

### 《概要》

---

1 許可証交付後の手続等	1
2 許可後の手続一覧	2
3 検査・定期報告の判定フロー	2

### 《検査編》

---

1 検査について	3
（1）検査の目的	3
（2）検査の方法	3
（3）中間検査について	4
（4）検査の留意事項	5
2 工事記録写真について	7
（1）工事記録写真の撮影事項	8
（2）工事記録写真の撮影方法	9
3 検査項目	17
（1）完了検査の主な内容	17
（2）中間検査の主な内容	19
4 検査時に用意するもの	20
（1）関係書類	20
（2）検査器具	20

## 《手続編》

---

Ⅰ 検査等の流れ	21
（1）検査のフロー	21
（2）検査日の調整	21
（3）検査の申請	23
（4）検査の受検（当日）	23
（5）検査後の流れ	23

## 《定期報告編》

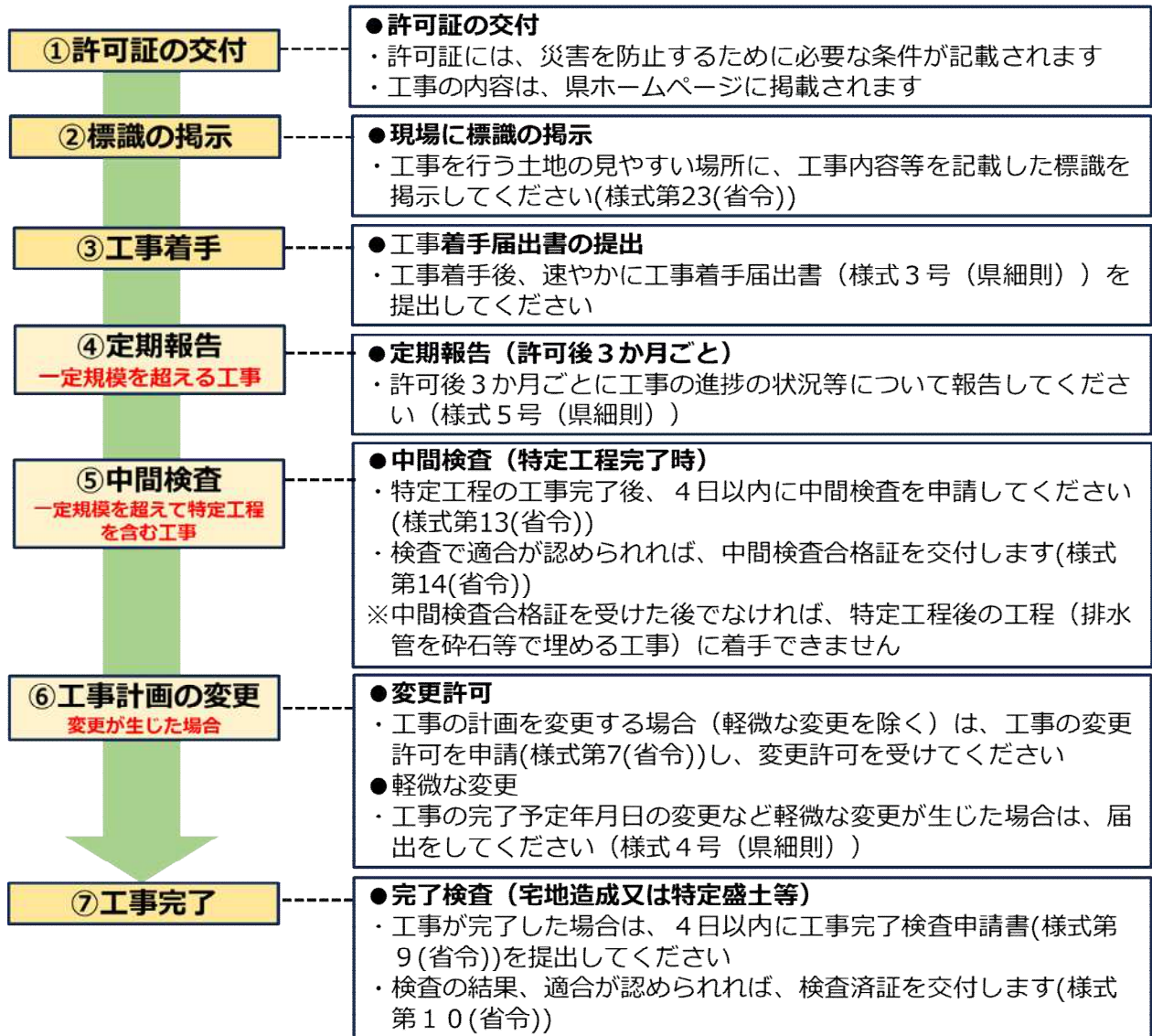
---

Ⅰ 定期報告について	25
（1）定期報告の目的	25
（2）定期報告の方法	25
（3）定期報告の対象規模	25
（4）報告内容	26
（5）提出書類	26

# 《概要》

## I 許可証交付後の手続等

許可証交付から工事完了までの主な流れは、以下のとおりです。



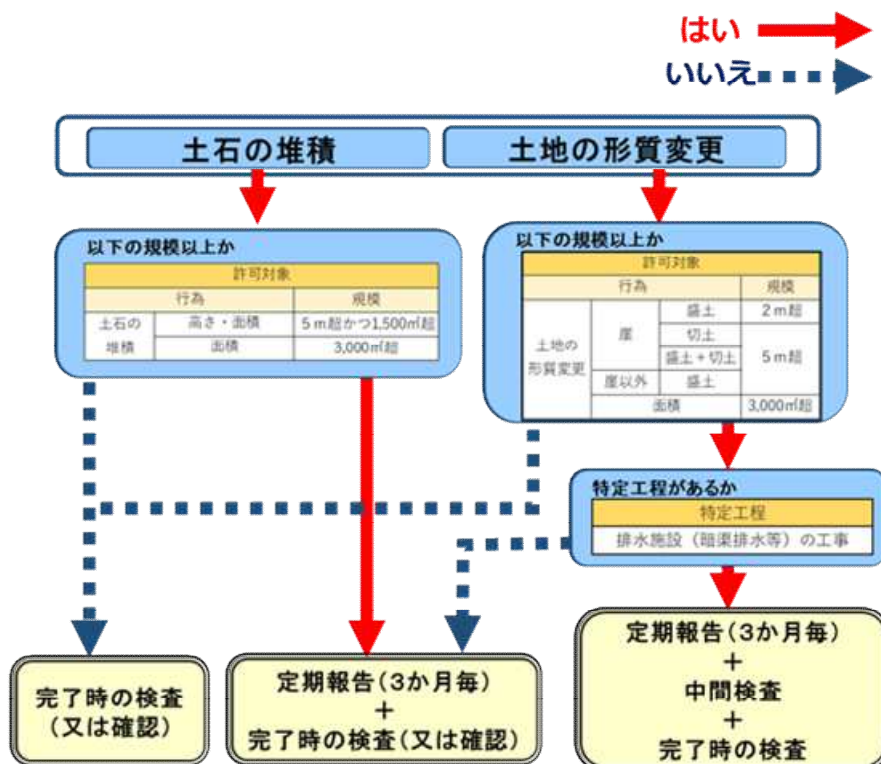
## 2 許可後の手続一覧

許可後の手続一覧です。必要な手続に漏れがないようお願いします。

名称	必要となる場合	手続きのタイミング
①変更許可申請	許可工事について、計画を変更しようとする場合	工事計画の変更前
②軽微な変更の届出	許可工事について、軽微な変更をする場合(工事主の名称の変更等)	変更後遅滞なく
③着手届	許可工事に着手した場合	工事着手後速やかに
④定期報告	一定規模以上の許可工事に着手した場合	3か月ごと
⑤中間検査申請	一定規模以上の許可工事について特定工程(暗渠排水等)を実施した場合	特定工程完了から4日以内
⑥地位承継の届出(一般承継)	許可を受けた工事主の地位を一般承継(相続・法人合併等)をする場合	承継後遅滞なく
⑦完了検査申請	許可工事について、計画通りに工事を完了した場合	工事完了から4日以内
⑧廃止届	許可工事について、工事を廃止する場合(事前に安全上の措置に関する承認が必要)	廃止をする前

## 3 検査・定期報告の判定フロー

許可を受けた工事規模により必要な手続が違います。判定フローを参考に確認してください。(参考：土石の堆積も含め掲載)



## 《検査編》

### I 検査について

#### (1) 検査の目的

検査は、盛土規制法に基づく許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事が、第13条第1項（第31条第1項）の規定に適合していることを確認するために行うものです。

検査には、工事が完了した時に行う完了検査と、工事完了後には確認することのできない特定工程\*の確認を行う中間検査があります。

\* 特定工程とは、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程であり、地下水の処理が盛土や切土の安全性に大きく関係する重要な工程です。

#### (2) 検査の方法

検査の方法は、現地での立ち会いにより計測検査することを基本としますが、検査員により書類及び写真等で現地での検査と同等の検査が可能と判断された場合には、机上で検査することもあります。

なお、工事施工写真や試験結果データ等の書類を事前（現場検査前）に提出いただくことで、当日の検査をスムーズに行うことができますので御協力をお願いします。

#### ・検査等の区分一覧

区 分	宅地造成又は特定盛土等	
	中間検査	完了検査
実施時期	特定工程完了後	工事完了後
申請時期	特定工程完了後 4日以内	工事完了後 4日以内
手数料	なし	なし
方法	現地立会	現地立会

※みなし許可案件も中間検査の対象です。

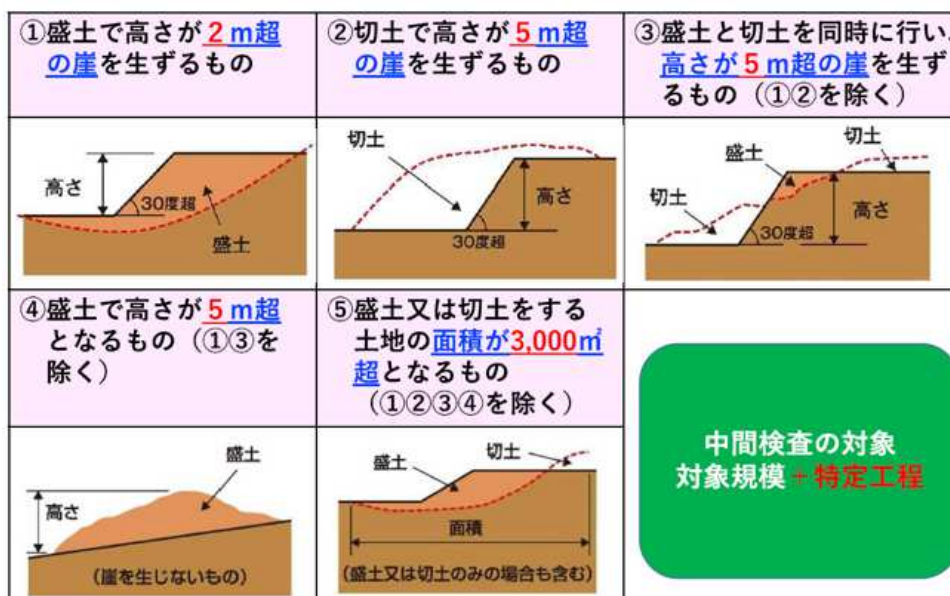
### (3) 中間検査について

中間検査は特定工程に対して行うものです。工事に特定工程が含まれていなければ、中間検査は不要です。政令では、造成工事において構造物の安全性に地下水位が大きく関係することから「盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程」を特定工程と規定しています。なお、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程\*に係る工事に進むことができません。

\*特定工程後の工程：排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事

#### ・ 中間検査の対象規模

宅地造成又は特定盛土等		規模	要否
崖	盛土	高さ2m超	左記の規模を超え、特定工程が含まれる工事は、中間検査が必要
	切土	高さ5m超	
	盛土+切土		
崖以外	盛土		
面積		3,000 m <sup>2</sup> 超	



・特定工程とは

盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事

排水施設の種類		中間検査対象	
盛土内の排水施設	盛土内排水工	暗渠排水工	○
		基盤排水層	—
		水平排水層	—
のり面の排水施設	地表水排除工	のり肩排水溝	—
		小段排水溝	—
		縦排水溝	—
		のり尻排水溝	—
	地下水排除工 (切土のり面)	暗渠排水工	○
		水平排水孔	—

※※※ 注意事項 ※※※

- ・中間検査は、特定工程（地盤面に設置する暗渠排水工）の設置が適切に行われていることを現地で確認します。
- ・また、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事に着手することはできませんので、十分に留意してください。

(4) 検査の留意事項

検査の実施に当たっては、工事主、設計者及び工事施行者が連携し、以下の主な留意点を踏まえながら、工事の内容が許可を受けた設計図書等に適合しているか確認のうえ、検査に臨んでください。

主な留意点

▶ 検査前

- ・検査の対象となる工事完了の見込みが立ちましたら、検査の申請に先立ち、担当者と検査日の調整を行ってください。
- ・検査の対象となる工事が完了した日から4日以内に書面（中間検査：様式第十三、完了検査：様式第九）による検査の申請を行ってください。\*メール等での申請可

- ・なお、工事施工写真や試験結果データ等の書類を事前（現場検査前）に提出いただくことで、当日の検査をスムーズに行うことができますので御協力をお願いします。

#### ▶検査当日

- ・盛土の形状や転圧状況、締固め度、擁壁や排水施設の配置・規格・寸法などが設計図書等に適合していることを確認できる写真や図面、試験結果などの関係図書の提示をお願いします。
- ・特に、「盛土の締固め」や「段切り」については、許可申請時に提出した施工計画書に従い工事を行ったことが確認できる写真や試験結果の提示をお願いします。
- ・特に工事完了時に目視できなくなる部分（擁壁の基盤状況や配筋、盛土内排水層の設置など）については、状況、規格、寸法が確認できる写真の提示をお願いします。
- ・また、許可条件に付した必要な措置が講じられていることを確認できる写真等の提示をお願いします。
- ・工事内容の説明が出来るよう、工事主（本人）又は代理人、工事施行者、必要に応じて設計者などの立ち会いをお願いします。
- ・なお、検査では、盛土や切土の測定を行いますので、規模に応じて計測補助員の準備をお願いします。

#### ▶検査後

- ・検査の結果、不備の指摘があった場合には、速やかに是正又は必要な措置を講じ、再度、検査を受けて下さい。

## 2 工事記録写真について

工事記録写真は、工事が許可の内容に適合していることを確認するための重要な記録となるため、明確で判別しやすい写真を撮影してください。撮影時には状況等を記載した黒板等を一緒に撮影してください。

### 主な留意点

- ▶ 出来形寸法を記録する場合は、現場記録用巻尺（メジャー）、標尺（スタッフ）等を適切に写し込んでください。
- ▶ 全景写真で現場記録用巻尺（メジャー）等の目盛りが明確に判別できない場合は、「目盛りの0位置」及び「目盛りの読み位置」で近景を撮影してください。
- ▶ 工事名、撮影日、工種、寸法（設計値と出来形実測値を対比）などを記載した黒板等を一緒に撮影してください。黒板の標準的な記載事項及びレイアウトは以下を参考にしてください。



※ 橋壁工出来形寸法 黒板記入例

工事名	○○○○開発工事	撮影日	○/○/○
工事箇所	○○向○○地内		
工種	橋壁工 出来形寸法		
撮影箇所	No. ○○		

	設計	出来形
H1	○○	○○
H2	○○	○○
W1	○○	○○
W2	○○	○○
T1	○○	○○
T2	○○	○○

### 黒板記載例

## (1) 工事記録写真の撮影事項

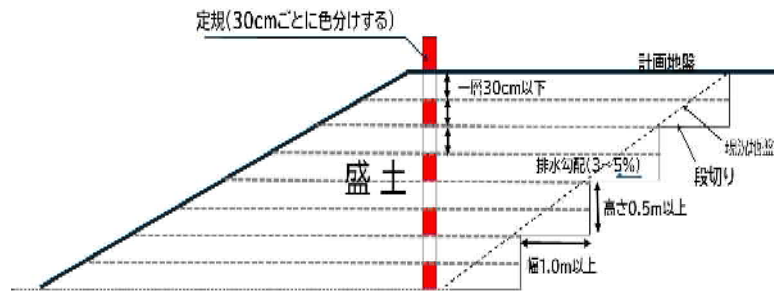
全景	●工事着手前の全景 ●工事完了後の全景
盛土	●盛土の形状（高さ、勾配） ●盛土の締固め状況（1層30cm以下のまき出し厚さ、現場密度試験、転圧回数） ●盛土材料（搬入状況など） ●原地盤の処理状況（段切り、地下水処理等の措置、伐根・除草等の撤去など）
切土	●切土の形状（高さ、勾配） ●切土地盤、切土面の状況
擁壁	●基礎地盤の状況 ●床掘（根入れ深さの確認） ●基盤碎石（厚さ、転圧状況） ●基礎コンクリート（厚さ、施工状況） ●鉄筋の種類、径、配筋間隔、かぶり厚（底版、たて壁、隅角部補強） ●躯体出来形寸法 ●擁壁形状（二次製品） ●止水板の設置状況 ●透水層（背面全面に施工、厚さ、止水コンクリート）：RC擁壁 ●裏込め材（厚さ）：練積み擁壁 ●水抜き穴状況写真（配置、材料、内径） ●支持杭又は地盤改良の状況
崖面崩壊防止施設	●施設構造（材料、出来形寸法） ●基礎地盤の状況
排水施設	●施設配置（位置、延長、間隔、勾配） ●施設構造（材料、管径、厚さ、幅、勾配等）
崖面の保護	●施設の形状
崖面以外の地表面の保護	●施設の形状
その他	●許可条件で付した必要な措置の対応状況

※構造物の寸法測定時には、現場記録用巻尺（メジャー）等の測定器具を設置し、出来形寸法が写真上で確認できるように撮影してください。

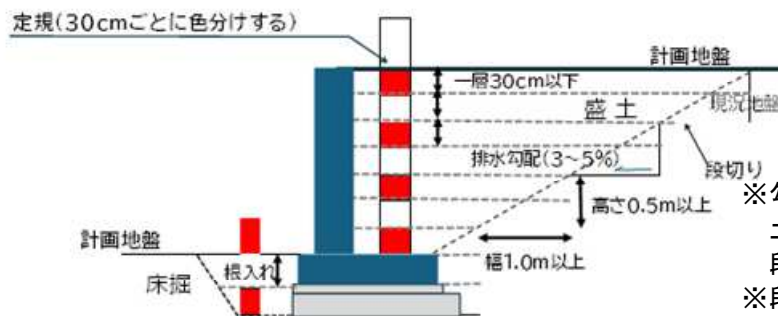
※概ね40m毎に撮影してください。

## (2) 工事記録写真の撮影方法

### <盛土>



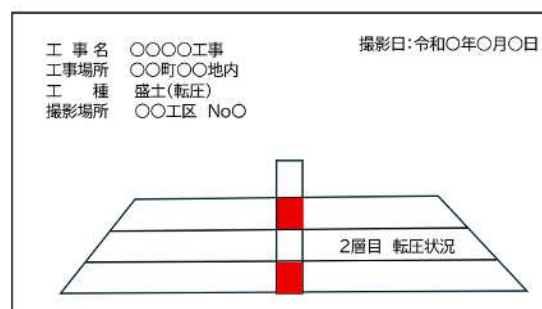
### <擁壁+盛土>



- ※勾配 15 度 (約 1:4) 以上の傾斜した土地に盛土する場合は、段切りを行うこと
- ※段切りの寸法は、高さ 0.5m 以上、幅 1.0m 以上とし、法尻方向に 3~5% の排水勾配を付けること

### 撮影ポイント

- ▶ 盛土を行う原地盤の状況 (除根や除草等を行った後) を撮影してください。
- ▶ 盛土は概ね 30cm 以下の厚さごと (1 層ごと) にローラー等の建設機械を用いて締め固めていることが分かるように撮影してください。(施工段階が確認できるように同じ方向から撮影)
- ▶ 段切りを行う場合は、段切り後の高さ、幅、排水勾配が分かるよう現場記録用巻尺 (メジャー)、勾配計測器 (スラント) 等を設置して撮影してください。(全景、近景で撮影)
- ▶ 現場密度試験等の試験実施状況を撮影してください。



### 黑板記載例

## 写真（参考）

### ・盛土転圧

注) 参考写真では省いていますが、2層目、4層目も必要です。



仕上り厚管理（施工前）



仕上り厚管理（1層目）



仕上り厚管理（3層目）



仕上り厚管理（完了）

※定規を設置した箇所で、一層ごとの転圧状況が確認できるように撮影してください。（同じ方向から撮影）

### ・盛土段切り



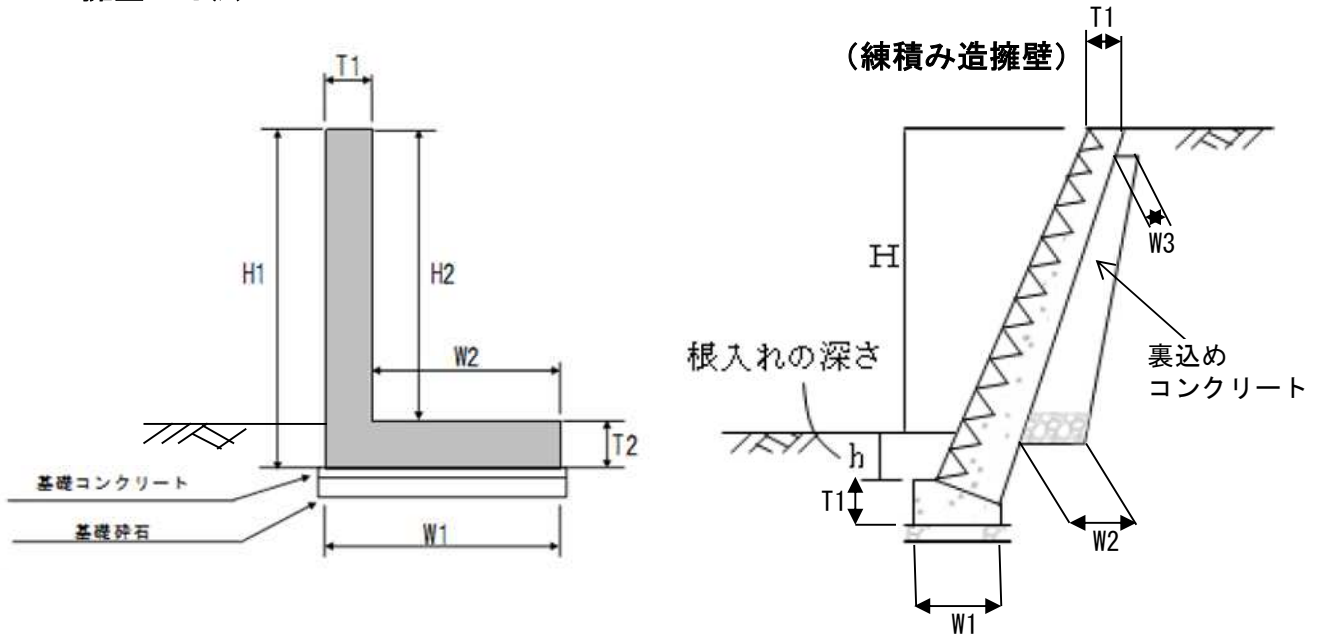
段切り（完了）



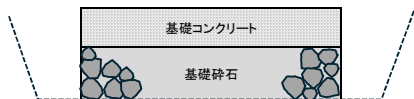
段切り（完了）

## <擁壁（躯体）>

### ・擁壁の寸法



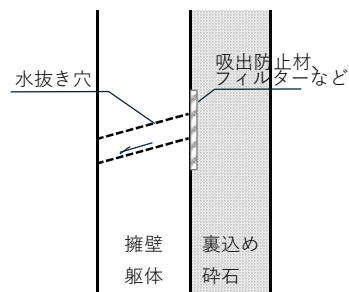
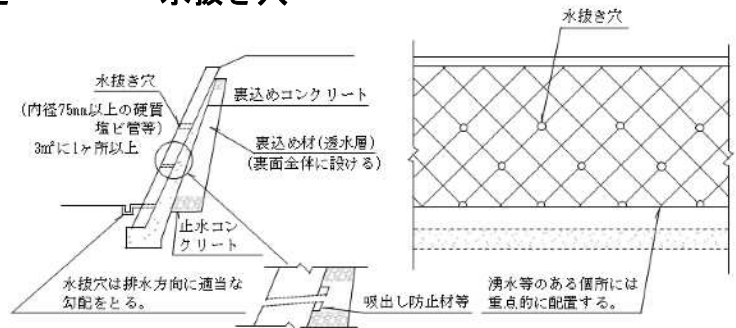
### ・基礎碎石、基礎コンクリート厚さ



※基礎コンクリートは型枠脱型後確認



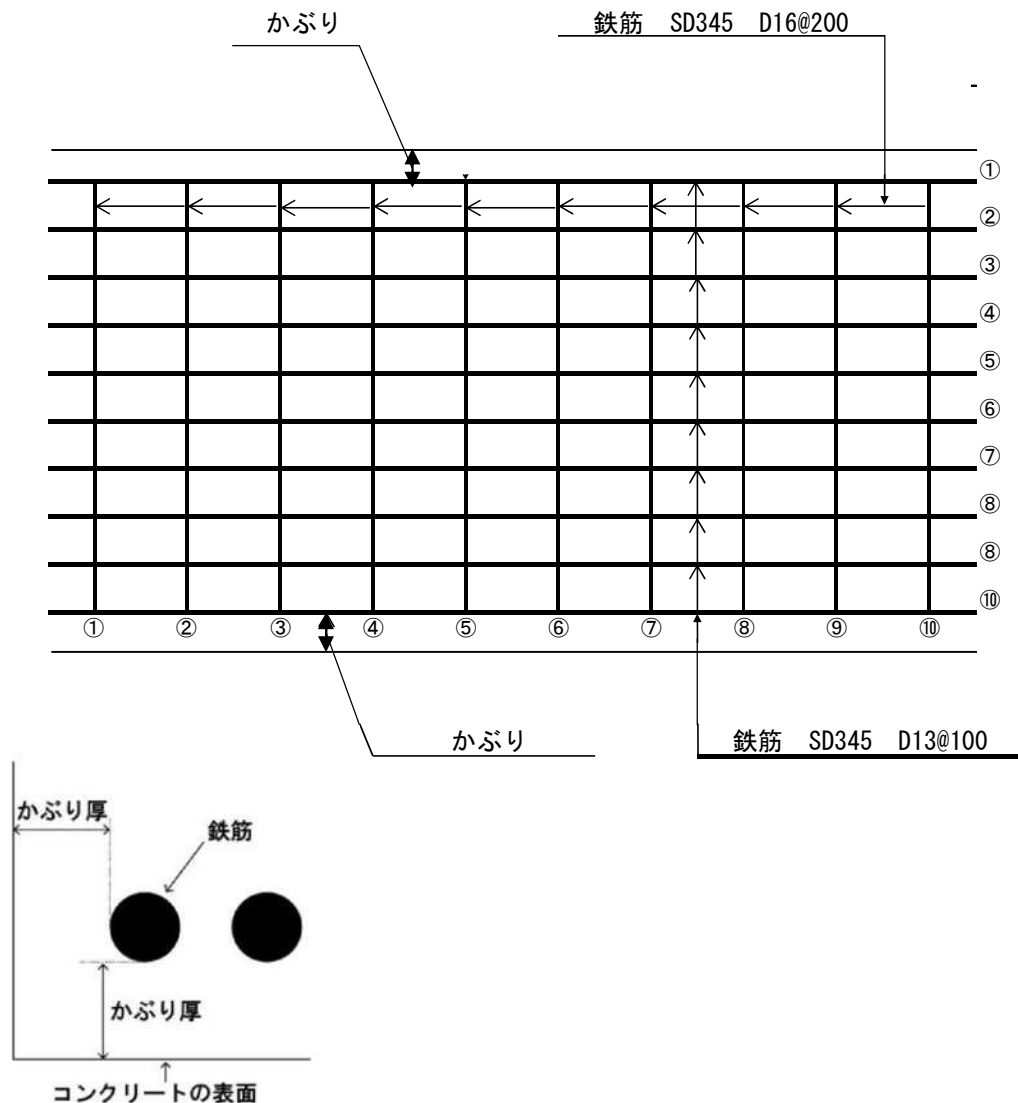
### ・水抜き穴



## 撮影ポイント

- ▶ 工事完了後、目視できなくなる部分は必ず撮影してください。  
擁壁の根入れ深さや擁壁底版の幅も確認できるように撮影してください。
- ▶ 擁壁設置面の基礎地盤面の状況（支持力が十分であること）が確認できる写真を撮影してください。
- ▶ 裏込め砕石は、裏面全体に設置されていることが確認できるように撮影してください。
- ▶ 裏込め砕石流出防止用の吸出防止材等の設置が確認できるように撮影してください。

## <擁壁（配筋）>

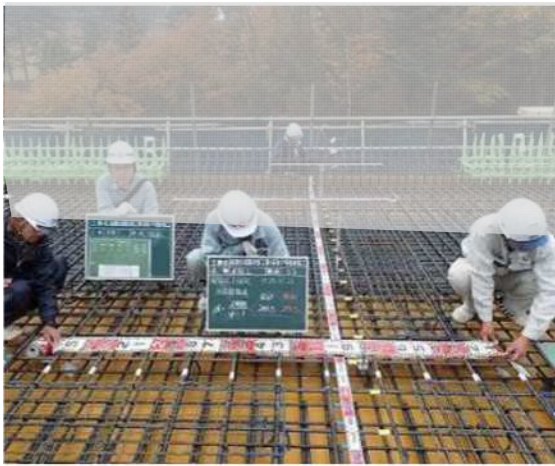


### 撮影ポイント

- ▶ 鉄筋 10 本分を標準として鉄筋間隔が確認できるように写真で撮影してください。
- ▶ 鉄筋のかぶりやスペーサー（鉄筋を保護するためのかぶり厚さを確保するためのもの）の設置について、代表箇所撮影をお願いします。（底面：4 個／ $\text{m}^2$ 以上、側面：2 個／ $\text{m}^2$ 以上）
- ▶ 使用する鉄筋の種類、径の確認ができるように写真で撮影してください。

# 写真（参考）

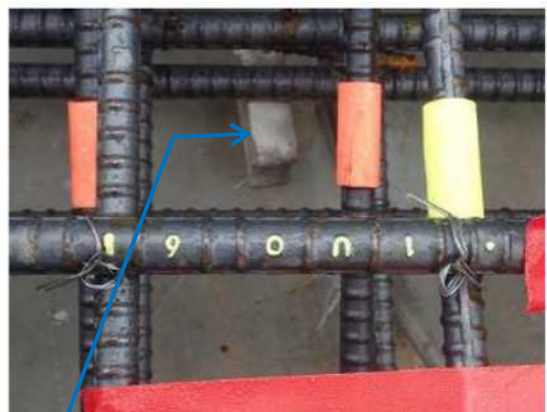
## ・配筋



配筋確認



鉄筋かぶり

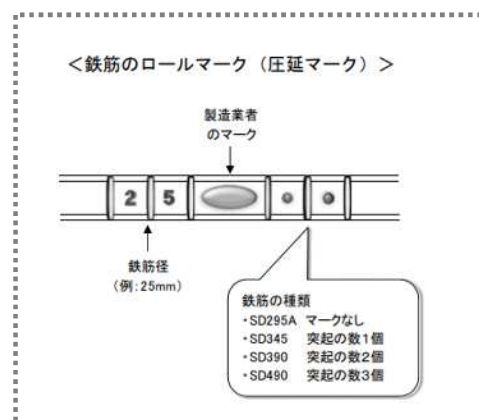


ロールマーク

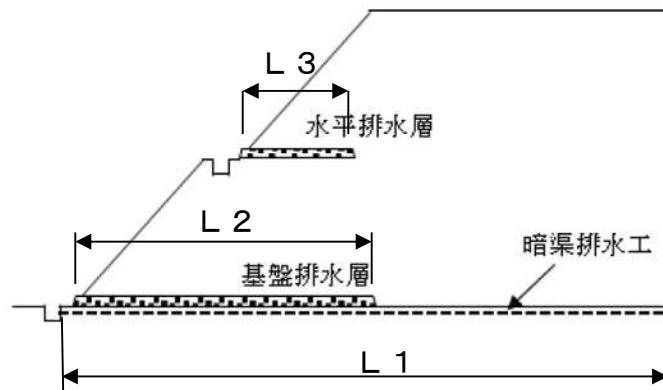
## スパーサー



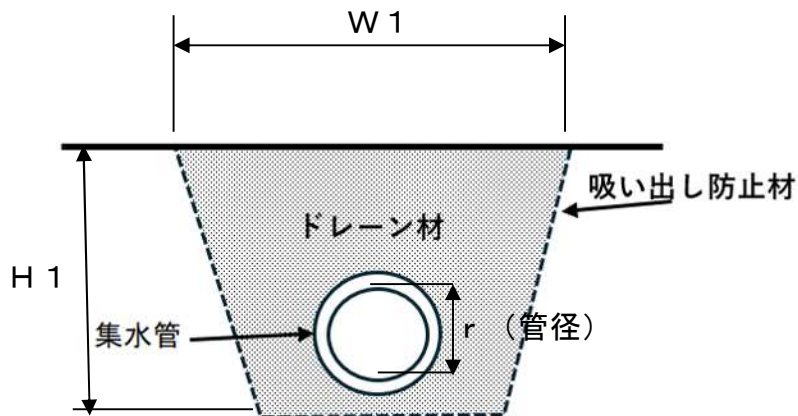
スパーサーブロック



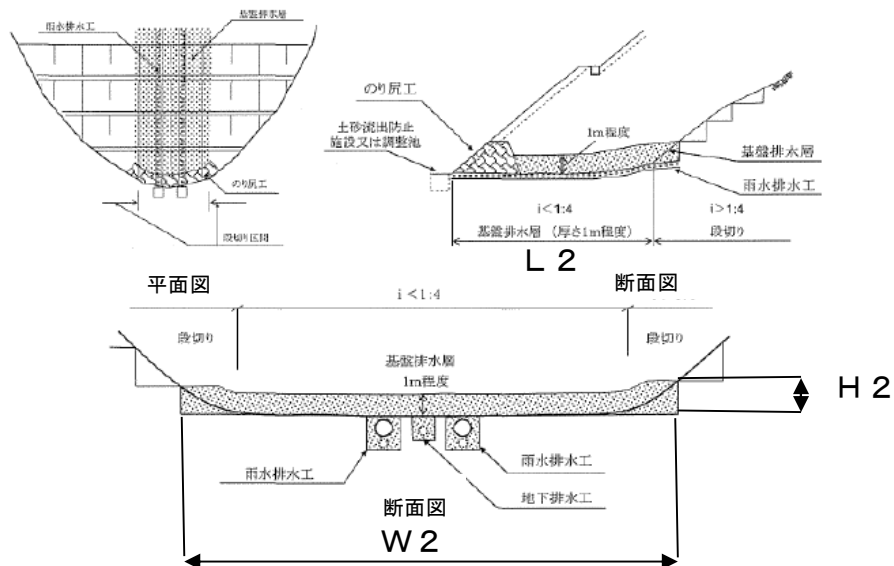
## <盛土内の排水施設>



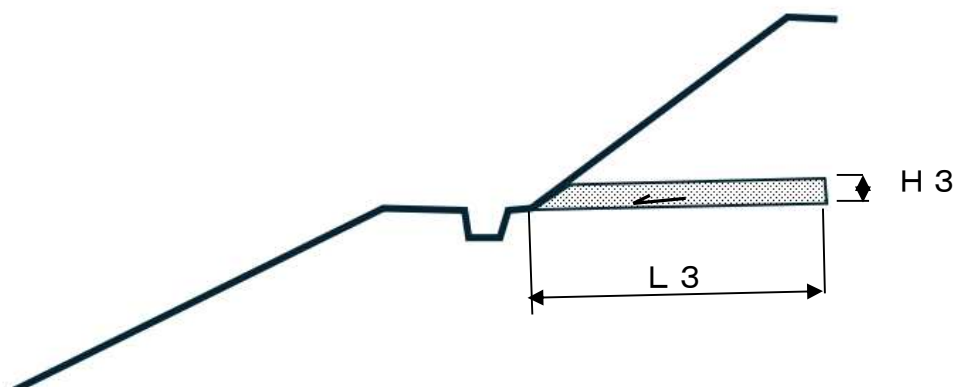
### ・暗渠排水工



### ・基盤排水層



・ 水平排水層



※排水施設の施工は、盛土や切土が経年的に安全性を確保するために非常に重要な機能を有しており、検査では重要な確認事項となります。

※施工後、目視できなくなる部分は、十分に写真で記録を残すことが重要です。

撮影ポイント

- ▶ 設計図書等に適合していることが確認できるように撮影してください。（施設の長さ・幅・厚さ、排水勾配、全景・近景）
- ▶ 使用する材料の種類、規格が設計図書等に適合していることが確認できるように撮影してください。（材料納入写真、材料証明書など）

※※※ 注意事項 ※※※

- ・ 工事記録写真の一部を撮影していないなどにより、出来高寸法等の確認ができない部分がある場合、一部破壊、造成地盤の掘削等をお願いすることもあります。

### 3 検査項目

各項目について、現地での計測や目視による確認のほか、施工状況の書類（図面や写真等）により確認を行います。

#### (1) 完了検査の主な内容

##### <盛土>

- ① 盛土の形状（高さ、勾配）
- ② 盛土締固め度（試験状況、試験結果）
- ③ 盛土施工状況（施工状況、まき出し厚）
- ④ 盛土材料（伝票の確認や受入れ管理状況など）  
※伝票があれば検査時に提示してください
- ⑤ 原地盤の処理（段切り、地下水処理等の措置等）

##### <切土>

- ① 切土の形状（高さ、勾配）
- ② 切土面の状況（地盤、法面）

##### <擁壁>

- ① 擁壁の形状（高さ、幅、基礎碎石、配筋などの出来形寸法）
- ② 床掘り（根入れ深さ）
- ③ 基礎地盤の状況（地盤支持力が十分であること）
- ④ 透水層、裏込め材（施工状況）、寸法
- ⑤ 水抜き穴（寸法、個数等）
- ⑥ 擁壁材料（納品書等）

##### <崖面崩壊防止施設>

- ① 施設構造（材料、出来形寸法）
- ② 基礎地盤の状況（地盤支持力が十分であること）

<排水施設>

- ① 施設配置（位置、延長、間隔、勾配等）
- ② 施設構造（材料、管径、厚さ、幅、勾配等の出来形寸法）

<崖面の保護>

- ① 施設の形状（高さ、幅などの出来形寸法）

<崖面以外の地表面の保護>

- ① 施設の形状（高さ、幅などの出来形寸法）

<その他>

- ① 許可条件で付した必要な措置の対応状況

※※※ 注意事項 ※※※

- ・ 検査時に適切に施工されていることが（写真等で）確認できない場合には、再検査等になることがありますので、工事主（代理人等）の方は、検査前に必ず確認（下検査）をお願いします。

## (2) 中間検査の主な内容

### <地下水排水施設>

- ① 排水管の位置（間隔）、種類
- ② 排水管の材料、形状（納品書等）
- ③ 排水管の内径寸法
- ④ 排水管の勾配（延長、深さ、勾配などの出来形寸法）

※検査は40mにつき1箇所を標準として行います。

※検査時の着眼点は以下のとおりです。

共通	① 排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を踏まえて適切に施工されているか ② 排水管の集水管接続部は適切に処理されているか ③ 排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か
盛土工事	④ 現況地盤からの湧水は適切に処理されているか ⑤ 溪流や既設水路等の通過水流は適切に処理されているか
切土工事	⑥ 湧水は適切に処理されているか ⑦ 溝掘りは適切に施工されているか

## 4 検査時に用意するもの

### (1) 関係書類

- ・ 許可証及び許可を受けた設計図書等一式
- ・ 工事施工写真（検査時に見えなくなる部分は写真で確認）
- ・ 試験結果データ（現場密度試験、支持地盤の平板載荷試験 等）
- ・ 使用した製品の性能・規格等が確認できる資料（出荷証明、カタログ 等）

※ なお、工事施工写真や試験結果データ等の書類を事前（現場検査前）に提出いただくことで、現場検査をスムーズに行うことができます。

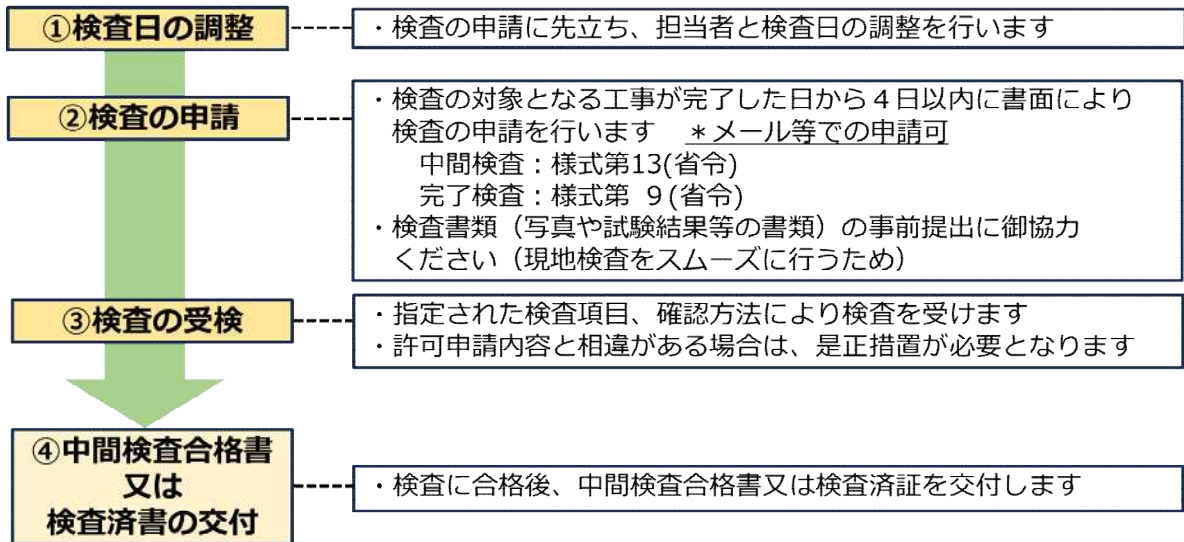
### (2) 検査器具（申請者が用意するもの）

- ・ 現場記録用巻尺（メジャー）、スチールテープ（50m 以上）
- ・ レベル、標尺（スタッフ） ※高低差が計測できる測量機器
- ・ ポール、ピンポール
- ・ 水平器、勾配計測器（スラント） 等

## 《手続編》

### I 検査等の流れ

#### (1) 検査のフロー



#### (2) 検査日の調整

検査対象となる工事の完了見込みが立ちましたら、検査申請書を提出する前に環境管理事務所の担当者と検査の日程の調整をお願いします。

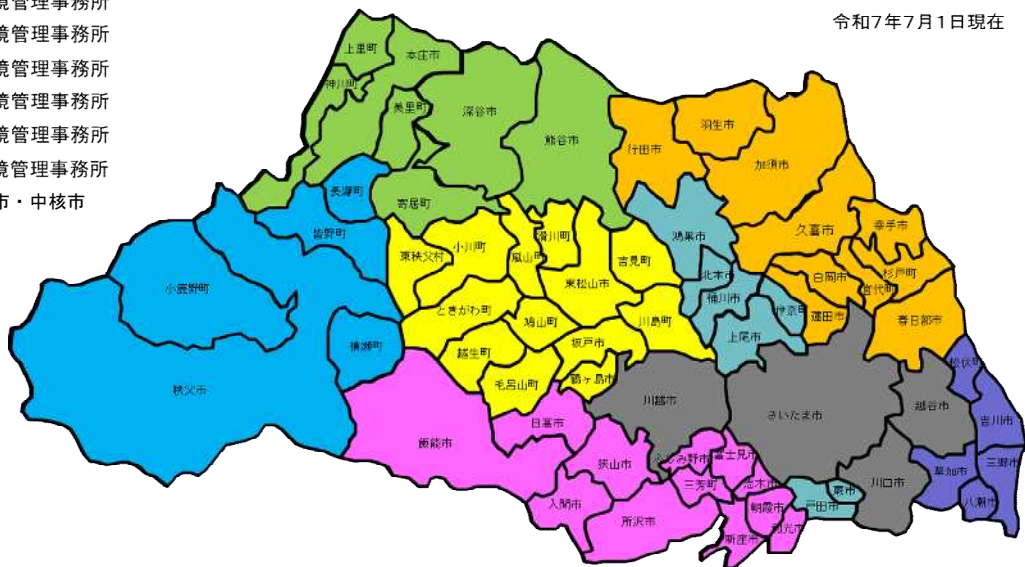
各環境管理事務所の担当区域は次ページのとおりです。

なお、

- ・ 原則として各環境管理事務所の職員が検査を行います。
- ・ 中間検査並びに擁壁等の構造物がある場合及び安定計算を行った盛土等の完了検査は、都市計画課の職員が検査を行います。

窓口	連絡先	管轄市町村
中央環境管理事務所	さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 048-822-5199	鴻巣市・上尾市・蕨市・戸田市・桶川市・北本市・伊奈町
西部環境管理事務所	川越市新宿町 1-17-17 ウエスタ川越公共施設棟 4 階 049-244-1250	所沢市・飯能市・狭山市・入間市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・日高市・ふじみ野市・三芳町
東松山環境管理事務所	東松山市六軒町 5-1 0493-23-4050	東松山市・坂戸市・鶴ヶ島市・川島町・吉見町・滑川町・嵐山町・小川町・越生町・毛呂山町・鳩山町・ときがわ町・東秩父村
秩父環境管理事務所	秩父市東町 29-20 0494-23-1511	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町
北部環境管理事務所	熊谷市末広 3-9-1 048-523-2800	熊谷市・深谷市・本庄市・美里町・上里町・神川町・寄居町
越谷環境管理事務所	越谷市越ヶ谷 4-2-82 048-966-2311	草加市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町
東部環境管理事務所	杉戸町清地 5-4-10 0480-34-4011	行田市・加須市・春日部市・羽生市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町

- 東松山環境管理事務所
- 東部環境管理事務所
- 北部環境管理事務所
- 西部環境管理事務所
- 越谷環境管理事務所
- 秩父環境管理事務所
- 中央環境管理事務所
- 指定都市・中核市



### (3) 検査の申請

#### 提出書類

##### ① 完了検査

- ・完了検査申請書（省令様式第九）

##### ② 中間検査

- ・中間検査申請書（省令様式第十三）
- ・平面図（検査対象工程に係る工事の内容を明示したもの）

- ・検査の対象となる工事が完了した日から4日以内に申請書を提出してください。 \*メール等での申請可
- ・申請の前には、必ず許可の内容のとおりに施工されていることを確認（自社検査）してください。
- ・自社検査の結果、許可の内容と相違している場合、やり直し又は変更許可等の手続きを行ってください。

### (4) 検査の受検（当日）

- ・検査等は、現地立ち合いで行うことを基本とし、書類検査と計測検査を行います。

### (5) 検査後の流れ

- ・検査の結果、工事検査員が許可を受けた設計図書等に適合していると認めるときは、中間検査合格書又は検査済証を交付します。
- ・検査の結果、工事の内容が法第13条第1項又は第31条第1項の規定に適合しないときは、工事検査結果指示書により、是正を指示します。
- ・全ての是正完了後、速やかに、是正結果報告書を環境管理事務所の担当者に提出してください。
- ・是正結果報告書提出後、再検査を実施します。再検査の結果、

## 許可を受けた

- ・ 設計図書等に適合していると認めたときは、検査済証を交付します。

## 《定期報告編》

---

### I 定期報告について

#### (1) 定期報告の目的

適切に施工されていることを確認します。

また、許可条件に付した必要な措置が講じられていることを確認します。

#### (2) 定期報告の方法

定期報告は、許可を受けた時点から、3か月ごとに行う必要があります。

休止中の工事、着手前や準備工などの現場が動いていない場合でも定期報告は必要です。

#### (3) 定期報告の対象規模

宅地造成又は特定盛土等		規模
崖	盛土	高さ2m超
	切土	高さ5m超
	盛土+切土	
崖以外	盛土	3,000 m <sup>2</sup> 超
面積		

\*みなし許可案件も定期報告の対象

#### (4) 報告内容

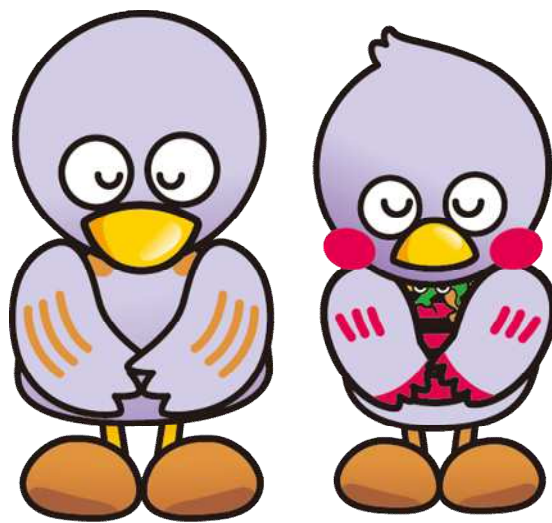
対象の工事	報告事項（報告書記載内容）
共通	① 工事が施行される土地の所在地 ② 工事の許可年月日及び許可番号 ③ 前回の報告年月日（2回目以降の報告時）
宅地造成又は 特定盛土等 （土地の形質変更）	④ 報告時点における盛土又は切土の高さ ⑤ 報告時点における盛土又は切土の面積 ⑥ 報告時点における盛土又は切土の土量 ⑦ 報告時点における擁壁等*の施行状況

\*擁壁等とは、擁壁、崖面崩落防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー、その他の土留め

#### (5) 提出書類

- ・ 定期報告書（細則様式第5号）
- ・ 写真（工事を行っている土地及びその付近の状況）
- ・ 撮影箇所を記した図面
- ・ その他の書類

許可条件に付した必要な措置の対応状況が分かる書類（写真含む）や、報告内容について補足する書類等があれば必要に応じて添付してください



埼玉県のマスコット コバトン さいたまっち

埼玉県 都市整備部 都市計画課 盛土規制担当

電話：(048) 830-5336

e-mail：a5330-25@pref.saitama.lg.jp

令和8年4月作成